

令和4年第1回尾鷲市議会定例会会議録

令和4年3月9日（水曜日）

○議事日程（第4号）

令和4年3月9日（水）午前10時開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 発議第 1号 ロシアによるウクライナ侵攻に対して断固抗議するとともに即時撤退等を求める意見書について
（提案説明、質疑、討論、採決）
- 日程第 3 一般質問

○出席議員（10名）

| | |
|------------------|----------------|
| 1 番 南 靖 久 議員 | 2 番 小 川 公 明 議員 |
| 3 番 濱 中 佳 芳 子 議員 | 4 番 西 川 守 哉 議員 |
| 5 番 村 田 幸 隆 議員 | 6 番 三 鬼 和 昭 議員 |
| 7 番 内 山 左 和 子 議員 | 8 番 中 村 レ イ 議員 |
| 9 番 中 里 沙 也 加 議員 | 10 番 仲 明 議員 |

○欠席議員（0名）

○説明のため出席した者

| | |
|------------|-----------|
| 市 長 | 加 藤 千 速 君 |
| 副 市 長 | 下 村 新 吾 君 |
| 会計管理者兼会計課長 | 平 山 始 君 |
| 政策調整課長 | 三 鬼 望 君 |
| 政策調整課参事 | 西 村 美 克 君 |
| 総務課長 | 竹 平 専 作 君 |
| 財政課長 | 岩 本 功 君 |
| 防災危機管理課長 | 尾 上 廣 宣 君 |
| 税務課長 | 仲 浩 紀 君 |

| | | |
|---------------------|-----|-------|
| 市民サービス課長 | 宇 利 | 崇 君 |
| 福祉保健課長 | 山 口 | 修 史 君 |
| 環境課長 | 吉 沢 | 道 夫 君 |
| 商工観光課長 | 森 本 | 眞 明 君 |
| 水産農林課長 | 芝 山 | 有 朋 君 |
| 水産農林課調整監 | 丸 茂 | 亮 太 君 |
| 建設課長 | 内 山 | 眞 杉 君 |
| 水道部長 | 神 保 | 崇 君 |
| 尾鷲総合病院事務長 | 佐 野 | 憲 司 君 |
| 尾鷲総合病院総務課長 | 高 浜 | 宏 之 君 |
| 教 育 長 | 出 口 | 隆 久 君 |
| 教育委員会教育総務課長 | 森 下 | 陽 之 君 |
| 教育委員会生涯学習課長 | 三 鬼 | 基 史 君 |
| 教育委員会教育総務課学校教育担当調整監 | 植 前 | 健 君 |
| 監 査 委 員 | 民 部 | 俊 治 君 |
| 監査委員事務局長 | 野 地 | 敬 史 君 |

○議会事務局職員出席者

| | | |
|-----------------|-----|-----|
| 事 務 局 長 | 高 芝 | 豊 |
| 事務局次長兼議事・調査係長 | 北 村 | 英 之 |
| 議 事 ・ 調 査 係 書 記 | 相 賀 | 智 惠 |

[開議 午前 9時58分]

議長（三鬼和昭議員） おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は10名であります。よって、会議は成立いたしております。

最初に、議長の報告ですが、お手元の報告書は朗読を省略し、これより議事に入ります。

本日の議事につきましては、お手元の議事日程第4号により取り進めたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第87条の規定により、議長において、10番、仲明議員、1番、南靖久議員を指名いたします。

次に、日程第2、発議第1号「ロシアによるウクライナ侵攻に対して断固抗議するとともに即時撤退等を求める意見書について」を議題といたします。

事務局長をして発議の朗読をいたさせます。

事務局長。

(事務局長 朗読)

議長（三鬼和昭議員） ただいま議題の発議につきまして、提出者の提案説明を求めます。

1番、南靖久議員。

[1番（南靖久議員）登壇]

1番（南靖久議員） おはようございます。

それでは、発議第1号につきまして、意見書案の朗読をもって提案理由の説明とさせていただきます。

ロシアによるウクライナ侵攻に対し断固抗議するとともに即時撤退等を求める意見書（案）。

我国を含む国際社会が強く自制を求めるなか、ロシアは本年2月24日、ウクライナへの軍事侵攻を行い一般住民を含む多数の死傷者を生んでいる。

ロシア軍によるウクライナへの軍事侵攻は、国際社会の平和と安全を著しく損なう、断じて容認することができない暴挙である。

このような力を背景とした、一方的な現状変更の強行は、明白な国際法、国際連合憲章に違反する行為であり、国際秩序の根幹を揺るがすもので断じて看過で

きない。

さらに、プーチン大統領の核の使用を示唆するような発言、原子力発電所施設を爆撃するなど地球全体に影響を及ぼす暴挙に対しても、厳しく非難するものである。

よって、本市議会は、ロシアによる一連のウクライナへの軍事侵攻に断固抗議するとともに、政府においては、国際社会と緊密に連携して軍事力による紛争拡大を回避するよう努力し、毅然たる態度でロシアに対して制裁措置の徹底及び強化を図り、即時無条件でのロシア軍の完全撤退を求めるなど、国際社会の平和の実現を図るよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出するものであります。よろしく御賛同を賜りますようお願い申し上げ、提案理由の説明に代えさせていただきます。

議長（三鬼和昭議員） 以上で提案説明は終わりました。

これより発議に対する質疑に入ります。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（三鬼和昭議員） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（三鬼和昭議員） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決を行います。

日程第2、発議第1号「ロシアによるウクライナ侵攻に対して断固抗議するとともに即時撤退等を求める意見書について」、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

議長（三鬼和昭議員） 起立全員。

起立全員であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

ただいま可決されました発議につきまして、関係機関に意見書を提出することといたします。

次に、日程第3、昨日に引き続き一般質問を行います。

最初に、4番、西川守哉議員。

[4 番（西川守哉議員）登壇]

4 番（西川守哉議員） 皆さん、おはようございます。

初めに、先日私が提出した意見書、ウクライナ問題について、議員全員で一致していただいたことに対し、御礼申し上げます。新人からの意見が聞き入れられ、議員全員の意見が一致したのは、議会においては改選後初めてですね。本当にありがとうございました。他の議員の方々に賛同をいただき、再度御礼申し上げます。ありがとうございました。

私が議員になって早くも 4 回目の一般質問となりますが、今回も市民目線での質問内容と市民の皆様にご捉えてもらえるよう、しっかりと行いたいと思います。

私には、愛犬という家族がいます。ですが、厄介なことに 1 日最低 5 キロは散歩をさせないとストレスがたまると言われていますので、私のほうが毎日散歩に付き合ってもらっています。

愛犬と一緒に歩くのではなく一人で歩くと不審者に思われるのも何ですから、散歩自体は問題ないのですが、歩いていると面識のない市民の方からも、西川議員さんですよと声をかけてもらうことが日に日に多くなってきました。

その方たちは、野球場、築山、給食問題、ごみ処理問題について尋ねてくるんですが、会話した全ての人たちは、浸水域に野球場は要らない、築山なんて津波に対しての意味がないなど、私の考えに賛同してくれています。事業に対しての賛成の意見は、議会でしか聞いたことがありません。ここに来て、市民の方たちも、市政のこと、尾鷲の将来に気づき始めてもらってきたなと感じております。

会話後、頑張ってくださいのお言葉は、大変力になっており、ありがたく感じております。

それでは、通告に基づきまして一般質問に入らせていただきます。

現在、尾鷲市にはかなり多くの問題がありますが、今回の一般質問では、火力跡地の活用と空き家問題について、あくまでも市民目線での質問をさせていただきます。

まず、以前に引き続き火力跡地の活用からの疑問点をお尋ねします。

市長は、津波浸水域で、なおかつ他人の土地であるあの場所で、SEAモデルのような第3セクターじみたような事業が成功すると本気で考えているのでしょうか。それと、国市浜公園に16億円以上もの血税をつぎ込んで、本当に尾鷲が活性化し、それが尾鷲のためになるのかのお答えを市長からいただきたい。

次に、市内に数多くある崩壊寸前の空き家問題についてですが、市民の人たち

からも、かなりの苦情や不安を耳にします。実際、散歩中にも多くの廃屋を目にしていますし、その中にはかなり危険な廃屋も見ています。

行政として、今後どのような対策を講じられていくのかの市長の考えを教示していただきたい。

以上、壇上からの質問を終わります。

議長（三鬼和昭議員） 市長。

〔市長（加藤千速君）登壇〕

市長（加藤千速君） それでは、西川議員の御質問にお答えいたします。

中部電力尾鷲三田火力発電所跡地の活用につきましては、平成30年1月に中部電力より尾鷲市に対し、設備の老朽化に加え稼働率も低下していた尾鷲三田火力発電所の広大な土地を活用し、エネルギー地産地消を中心とした新しい地域活性化モデルの検討を尾鷲市、地元経済界とともに推進していきたいとの提案を受け、同年5月に中部電力との2者協定を締結し、そして、8月におわせSEAモデル協議会を立ち上げ、現在まで進めてきております。

所信表明でも述べさせていただきましたが、中部電力尾鷲三田火力発電所の廃止は、本市にとって半世紀続いた地域経済の構造転換を促すものであり、また、本市として、約19万坪もの広大な跡地を用途転換が進まず遊休地として長期にわたり放置されることは何としても避けなければならない、そのためにも、おわせSEAモデル構想を実現することができるか否か、尾鷲の将来を大きく左右するものであり、重要な開発計画であると考えておりますので、成功するのではなく、成功させなければならないと考えております。

また、成功させなければならないとの考えは、おわせSEAモデル協議会会員である、尾鷲商工会議所、中部電力、オブザーバーである三重県、三重大学も同じであります。

次に、国市浜公園整備につきましては、国の交付金などの積極的な活用を図るとともに、野球場及び避難施設整備につきましては、現市営野球場への広域ごみ処理施設建設に伴う代替球場及び避難施設整備でもありますので、各市町からの応分の支援もいただきながら、本市としての自主財源負担額の削減を図ってまいります。

次に、危険な空き家等への対応についてであります。

私が以前住んでおりました大阪府でも、10年ぐらい前から空き家対策は深刻な問題として捉えられており、時の大阪府の松井知事と面談をした折、痛切に大

きな課題だと語られていたことを思い浮かべております。

この問題は、全国的な傾向でもありますが、特に本市のように人口減少の激しい地域においては、空き家及び空き地が増加しており、これらが管理不全な状態となることが課題となっております。

これらの空き家等の適正管理は、原則としては所有者や管理者の責務であります。地域の安全安心を確保するため、管理不全な空き家等の所有者等に対し、適正な管理を促していくことは市の責務であり、尾鷲市空家等及び空地の適正管理に関する条約や尾鷲市空家等対策計画に基づき、取組を推進する必要があります。

本計画の推進に当たり、市内全域における空き家の実態調査を本年度に実施したところでありますが、この調査結果に基づき、空き家等の適切な管理の促進に努めてまいります。

しかしながら、改善がなされない危険な家屋については、粘り強く交渉に当たっていく必要がありますが、特定空家等への認定や特措法で定められている代執行も視野に入れて、次年度以降に取り組んでまいります。

以上、壇上からの回答とさせていただきます。

議長（三鬼和昭議員） 4番、西川守哉議員。

4番（西川守哉議員） 市長、火力跡地の活用についてですが、S E Aモデル構想は、現在どのような進捗状況なのでしょう。S、E、Aの説明は結構です。聞き飽きましたし、何より時間ももったいないので。

3年6か月も前に計画された割には、市民には全く進捗状況が見えてきません。本当はもう構想は空中分解で実現不可能な市長の妄想になっているようにしか思えません。今回もS E Aモデル協議会に負担金600万円の予算が使われますが、無駄になりませんか。

議長（三鬼和昭議員） 市長。

市長（加藤千速君） それでは、お答えします。

まず、議員の発言の中で、私は、この計画は妄想ではありません。実現していかなければならない重要な計画であると認識しております。

そういった中で、S E Aモデルについては、何度も御説明させていただいておりますので省きますけれども、現在の進捗状況でございますが、この件につきましては、一昨日でしたか、中里議員の一般質問でも答弁させていただきましたが、このSのサービスの部分、ここではスポーツ振興ゾーンとして、国市浜公園整備

について、先月28日に開催されました尾鷲市都市計画審議会におきまして、お
おわせSEAモデル構想の集客交流人口の拡大による地域活性化に寄与するもので
あると考えるが、津波浸水域での新たな都市計画の整備においては、地震、津波
においての対策が必要であると。そういった中で、高台への避難通路や一時避難
場所として最も効果的な工法を検討されたいとの意見を付して答申をいただいた
ところであり、これらを踏まえたことで、今後、具体的な事業内容について精査、
検討をしてまいります。

以上でございます。

議長（三鬼和昭議員） 4番、西川議員。

4番（西川守哉議員） それでは、先日行われた都市計画審議会の件ですが、地方紙
を見て感じたことがあります。

都市計画の縦覧でも反対意見が多いのに、一部委員の方が述べていた浸水域で
あっても、跡地に造るべきとの意見に疑問があります。

紀北町の相賀地区には、高台が全くないから、紀北健康センターは屋上避難で
建設されていますが、尾鷲には高台があります。

議員は市民から選ばれていますが、都市計画委員は市民に選ばれたわけではな
いでしょう。そもそも、都市計画委員に現市職員の関係者がいること自体、執行
部寄りの意見になるとは思いませんか。

疑問に感じ、知り合いとか、友人と呼べるのは別として、信頼できる県警
の刑事さんに問い合わせたところ、公判対策として、平たく言えば裁判のことで
すが、まず指揮官としては、公平性を保つため、事件関係者はまず参加させない
との意見を頂戴いたしました。執行部も、以後、これを参考になさってはどうか
でしょうか。

議長（三鬼和昭議員） 市長。

市長（加藤千速君） まず、高台の件でございますけれども、尾鷲市にも高台はあり
ます。しかし、今回の代替球場設置場所につきましては、何か所を視察したのか、
4か所ぐらい視察しました。そういった可能な限り市内各所を視察して検討しま
したが、規模等を総合的に判断し、発電所跡地を適地として進めております。

さっき、審議会のメンバー云々のことについてでございますけれども、私ども
は一定のルールに従って審議会のメンバーを選ばせていただいていると、そうい
うふうにして認識しております。

以上でございます。

議長（三鬼和昭議員） 4番、西川議員。

4番（西川守哉議員） 火力跡地の活用というのは、バイオマス発電の話も出ていましたが、最近全く耳にすることがなくなりましたね。この件も、市民に分かりやすく説明をお願いします。

議長（三鬼和昭議員） 政策調整課長。

政策調整課長（三鬼望君） それでは、御説明申し上げます。

バイオマス発電事業につきましては、中部電力が事業主体となり進めている事業でございます。

現在の仕様については、木質ガス発電、発電出力が450キロワットで、敷地面積を約1万5,000平米と想定し、年間の必要燃料約5,000トンを見込んで計画していると伺っております。

議長（三鬼和昭議員） 4番、西川議員。

4番（西川守哉議員） 最近では、火力跡地の活用といえば、都市公園整備しか話題になりませんが、本当に今の尾鷲にとって必要な設備事業なのでしょうか。

財政難のコロナ禍の中、事業に16億円以上の血税が使われるとなると、失敗しましたでは許されることではありません。残るのは負債だけです。そのとき、一体誰がどのような責任を取るのでしょうか。

そうならないように頑張って計画しますみたいな返答は聞きたくありませんので、答えられる方、質問をお願いいたします。

議長（三鬼和昭議員） 市長。

市長（加藤千速君） まず、議員がおっしゃっていますように、この16億円以上の、私は16億円規模の事業と考えているんですけども、これは大変大きな事業であるということは認識しております。

しかし、先ほど申しましたように、国の交付金の積極的活用、各市町からの応分の支援、自主財源負担を極力削減していきたいというような、今、考え方を持っておりますけれども、先ほども申し上げましたように、16億円規模の中でも、先般、行政常任委員会で小川議員からの質問がありまして、自主財源負担額が大体どれぐらいかということで、我々としては一応今のところ3億6,000万円と考えております。

そういった中で、都市計画公園、都市公園整備につきましては、現在、東紀州広域5市町による一部事務組合である東紀州環境施設組合で進めております現市営野球場を予定地とする広域ごみ処理施設建設に伴う代替球場及び避難施設の施

設整備でありますので、広域ごみ処理施設建設を進めるために必要な施設整備であり、また、東紀州地域におけるスポーツ振興を通じた集客交流人口の拡大に向け、取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（三鬼和昭議員） 4番、西川議員。

4番（西川守哉議員） 私と市民の皆さんとの会話の中では、野球場、築山、サッカー場などは、税金の無駄との意見が多く聞かれますが、しかし、子供たちのために、芝生広場だけは安全な場所に造ってあげてほしいという意見が大変多いです。

もちろん、火力跡地だけではなく、安全な場所、例えば自動車学校跡地とか小原野のような場所のことです。どうでしょうか。高台の安全な市営住宅地を業者に売っておいて、土地がないでは通じませんよ。

議長（三鬼和昭議員） 市長。

市長（加藤千速君） 先ほど申し上げましたとおり、この代替球場を含む都市公園整備につきましては、規模を含めて総合的に判断して発電所跡地を適地として進めております。

なお、議員の発言にございました市営住宅跡地等の売却について、小規模のもので、私は、小規模のもので議員御指摘のスペースには合わないと思っております。

特に、この市有地売却についての収益につきましては、財政調整基金のほうにきちんと繰り入れさせていただいて運営しているという状況でございます。

小原野市有地についての活用については、担当課長のほうから説明いただきます。

以上でございます。

議長（三鬼和昭議員） 建設課長。

建設課長（内山真杉君） 小原野地区にございます市有地の土地利用の方針につきましては、昨年10月に改正いたしました尾鷲市都市計画マスタープランにおきまして、防災利活用の在り方を検討し、また有効利用を促進しますというふうに表示されております。防災の計画的な土地利用を今後も図っていきたいと考えております。

以上です。

議長（三鬼和昭議員） 4番、西川議員。

4番（西川守哉議員） 僕、その市営住宅のは、給食センターの件でちょっと参考に

言っただけです。

そのほかに、アウトドアスポーツ施設だけに金をつぎ込み、インドアスポーツのことは全く考えてもらえないとの指摘も少なくありません。これを言うと、近く体育館の改修に予算をつけますみたいな答えが返ってくるんでしょうけど、この財政難の中、また負債を増やす気ですか。

議長（三鬼和昭議員） 政策調整課長。

政策調整課長（三鬼望君） 御説明申し上げます。

都市公園整備につきましては、現在アウトドアスポーツについて検討を進めさせていただいております。

議員御質問のおわせSEAモデルランドデザイン策定時の市民からのアンケートでは、アウトドアスポーツだけでなく、インドアスポーツに関係する屋内のキッズパークや体育館を造ってほしいという、そういう御意見もあったことがありますので、そういう現状を踏まえながら、今進めさせていただいております。

議長（三鬼和昭議員） 4番、西川議員。

4番（西川守哉議員） ぜひ不公平感のないようにお願いします。

私は、刑事ドラマの「相棒」の右京さんほどではありませんが、どうも細かいことが気になってしまうのは悪い癖なんです。ずっと感じておった違和感、これ、中途半端な都市公園の延べ面積9.9ヘクタール、なぜ10ヘクタールにしないのか調べてみました。

10ヘクタールになると、市の管轄ではなく県の事業主体になってしまうんですね。それで9.9ヘクタールで設計したんですか。それになると、市で勝手に追加工事ができなくなるからでしょうか。

議長（三鬼和昭議員） 建設課長。

建設課長（内山真杉君） 9.9ヘクタールにつきましては、施設の配置、施設の大きさ等によって、都市計画エリアを変更するのに9.9ヘクタールというふうに測量結果が出ております。10ヘクタールを超えましても、事業実施主体は尾鷲市というふうに考えております。

議長（三鬼和昭議員） 4番、西川議員。

4番（西川守哉議員） そこで気になるのが、図面上の築山の面積なんですが、頂上に1,000人収容となると、裾野、築山の裾野は広がりますよね、もっと、安定勾配を取れば。そうすると10ヘクタールを超えてしまっていて、できてしまえば、もう矢浜幼稚園同様、再測量など誰も行いませんと思うので、それは、僕

らが頂いた図面は実寸なんですか。

議長（三鬼和昭議員） 建設課長。

建設課長（内山真杉君） すみません。まず、資料と出していただきました平面図につきましては、実際に図面を引いたのを縮小した図面になっておりますので、配置としてはああいうふうな配置になると思います。

それで、付け合わせてちょっと御説明させていただきます。

現在計画予定しております築山は、頂部の幅が36メートルで、底部の幅が120メートル、高さ10メートルということで、現在の築山の計画面積は約1万1,000平米、1.1ヘクタールとなると考えております。

また、2月28日開催の尾鷲市都市計画審議会において、市長への答申内容に、築山の計画については、一時避難場所としての機能は不相当であるという意見があり、今後実施する予定である調査及び基本設計、詳細設計において、ボーリングデータ解析、液状化の検討、津波シミュレーションなどを実施し、避難タワーも含めた一時避難場所として最も効果的な工法を検討されたいという意見を付して答申されておりますので、このことから、今回の尾鷲市都市計画審議会の答申を真摯に受け止めて、今後、本都市計画公園の整備に努めていきたいと考えております。

議長（三鬼和昭議員） 4番、西川議員。

4番（西川守哉議員） そうなると、尾鷲市主導で事業をやりたいのであれば、あの危険な土地に工事ありきで事業を進めようとしているようにしか、私には考えられません。

それに、図面に記載されていないトイレや浄化槽、管理棟、また、場合によってはシャワールームなどの附帯設備が追加されて、工事金額が尾鷲の得意技、追加工事の追加追加で、事業費が当初の16億6,500万をはるかに超える金額に膨れ上がると安易に推測できますが、そうなると、他の4市町の議会の議員に理解してもらえますか、どうでしょう、市長。

議長（三鬼和昭議員） 市長。

市長（加藤千速君） 東紀州5市町で今協定を結んでおりますのは、要するに、代替野球場の応分の負担をしていただくということと、それに伴う、要するに附帯施設、それと同時に避難場所の確保、こういったものについて一応応分の負担をしていただくという形になっておりますので、御理解ください。

議長（三鬼和昭議員） 4番、西川議員。

4 番（西川守哉議員） 市長、私が思うに、市民の皆さんも、このまま尾鷲が衰退していくことに懸念を感じているからこそ、あなたに投票したのだと思います。

本当に尾鷲に集客効果を出したいのであれば、築山なんて津波で補償問題が生じるような事業には手を出さず、民間の遊園地、名前を出して悪いですけど、ディズニーランドとか長島スパランド、あのような施設を呼び込む努力をしていただきたい。それが市民の期待するあなたの経営手腕じゃありませんか。

観覧車なんかができる、人気が出るとは思いますけど、尾鷲は景色、きれいですから。それに、民間経営の施設なら来る客も津波覚悟で来るのですから、補償問題には市は関係ないですし、政治は市民の利益を優先して工事ありきの支持者のためにするものではありません。

私の提案、いかがでしょうか、市長。

議長（三鬼和昭議員） 市長。

市長（加藤千速君） さっき議員がおっしゃった、要するに誘致したらどうか、ディズニーランドとか、あるいは長島のスパランドとか。当初はそういう話があったんですよね。私もそのほうがいいかななんて思ったんですけども、もうけんもほろろに断られたというのが事実でございますけれども。

そういう誘致活動ということも、ほかの場所でもきちんと、中部電力跡地についてのほかの場所の企業誘致、事業誘致ということも考えていながら、今後、残りのスペースについては考えていきたいと思っております。

その中で、議員御質問の件でございますけれども、まず、議員からの発言の中で、私としてはちょっとコメントさせていただきたいと思っております。

私は常に市民の皆さんと寄り添いながら、市民の皆さんの利益を優先して市政を行っております。したがって、工事ありきの支持者のためにこの事業を行うものではないです。

特にこの築山は、平時において市民の憩いの場所や市街地からの交流人口を高める場として、有事の場合に高台への移動避難が困難な方などの一時避難場所として役割を担ったと考えておりますけれども、先ほど建設課長が申し上げましたとおり、先月の28日に開催された尾鷲市都市計画審議会において、高台への避難通路や一時避難場所としての最も効果的な工法を検討されたいとの意見を付した答申をいただいたところでありますので、今後、慎重に精査し検討してまいりたいと、このように考えております。

以上でございます。

議長（三鬼和昭議員） 4番、西川議員。

4番（西川守哉議員） だったら、けんもほろろに断られたということですので、皆さん、津波浸水域をそれだけ心配されているのではないのかなと思いますので、野球場、特に子供たちが遊ぶキッズパークは、あの場所には、私は不相当だと思います。

次に、先ほども述べたように空き家問題です。

市内各所には、空き家が本当に多く見られます。車ではあまり通るところがない道でも、私はよく散歩で歩くので結構目につきますが、中にはかなり危険なものも見受けることがあり、特に中井町の某和菓子店の道を挟んだ廃屋、あれはいつ倒壊してもおかしくない状態ですよ。

また、その前を熊野古道に訪れた人たちが通るんですね。これ、危険なだけじゃなく、尾鷲にとって悪いイメージを与えることになっている現状を市としてどう捉えているんでしょうか。

議長（三鬼和昭議員） 市長。

市長（加藤千速君） まさしく議員の御指摘のとおり、本市といたしましては、管理不全の空き家は、このまちの景観、こういったものを阻害する一つの要因として私は捉えております。

しかしながら、先ほど申し上げておりますとおり、空き家の問題につきましては、原則的には、原則ですよ、原則的には、所有者や管理者が自ら対処すべき問題であります。公費の負担により単純に私は処理すべき案件ではないと考えております。

そのため、空き家の所有者や管理者に対して粘り強く対処を求めていく必要があるものと認識しております。

ただし、所有者や管理者が確知できない空き家等に関しましては、略式の代執行、こういったことも視野に入れて、審議会の意見も頂戴しながら対策を講じていきたいと、このように考えております。

以上でございます。

議長（三鬼和昭議員） 4番、西川議員。

4番（西川守哉議員） 尾鷲は、空き家バンクを活用して頑張っているように見えます。それは比較的新しい空き家で、私が申しているのは、いつ倒壊してもおかしくない廃屋に対しての件であり、例えば野地町の旧遊技場や栄町の旧映画館のような現在も落下物の続いている建物のことです。

市長は、以前、市民懇談会の市民の方の空き家を何とかしてくれという質問に対し、早急に条例をつくり対処しますと返答していたのを私は記憶しているんですが、市長、大丈夫ですか。尾鷲市は、もう令和元年9月30日に空家条例を制定されていますが、そのときあなたも市長でしたよね。しっかりしてください。

議長（三鬼和昭議員） 市長。

市長（加藤千速君） 議員のおっしゃるとおり、管理不全状態の倒壊の危険性が高いと思われる建物は、市内に存在していることは承知しております。

なお、先ほどおっしゃったように、本年度中に市内の空き家等に関する実態調査も実施しております。これ、もう終わります、本年度中に。現状の把握や空き家管理者へのアンケート結果を踏まえまして、管理不全状態の建物に対する措置については、これから順次進めてまいりますので、その辺、十分御理解いただければと思っております。

議長（三鬼和昭議員） 4番、西川議員。

4番（西川守哉議員） 早急に急いで、取りあえず、まず一番危ないところ、苦情の多いところ、分かっていますよね。そんなところから取りかかるようにしていただきたいんですけど。

それと、さっき市長が市民の意見についての言葉なんですが、市長が記憶にないぐらいですから、尾鷲では空家条例は今まで執行されたことがないんでしょうね。せっかく条例をつくっておき執行されないのでは、意味をなさないと思いますし、早急に特定空家に対して措置命令を出して代執行を行うべきなのではないのでしょうか。

そうすれば、火事の際の緩衝区間もでき、まちの美観にもつながると思いますが、できないのなら行政の不作為です。強く言えば怠慢。市長、どうですか。

代執行に係る予算がないからという問題ではありません。市民がけがをしたとなれば、所有者もそうですが、市も同じですよ。予算だったら、築山の予算を削れば幾らでも出るんじゃないのでしょうか。

議長（三鬼和昭議員） 市長。

市長（加藤千速君） 行政代執行をやらないとか言っていない、これから順次進めていこうと考えておりますということをおっしゃるので、それじゃ、行政代執行を行う場合のプロセスについて、詳しく担当課長から説明させますので。

議長（三鬼和昭議員） 市民サービス課長。

市民サービス課長（宇利崇君） 行政代執行を行うためのプロセスについて御説明申

上げます。

行政代執行を行うためには、行政代執行法第2条にありますとおり、法律に基づき、行政庁により命ぜられた行為について、義務者がこれを履行しない場合に限り代執行を行うことができるとされております。

ここで言う法律とは、空家等対策に関しましては、空家等対策の推進に関する特別措置法が該当することとなり、この特措法の適用においては、特定空家への認定、所有者や管理者への助言、指導、勧告、命令を経て、行政代執行を行うことが可能となります。

この特定空家等に認定するためには、本市条例第6条により、尾鷲市空家等審議会に意見を聞く必要があり、そのため、建築専門機関による特定空家の認定に関する判定資料の作成も必要となっております。

その他金融機関などの担保権者の調整、解体工事に係る設計積算業務の予算計上及び執行、解体工事費の予算計上を経て、代執行が実施できるものと想定しています。

議員御指摘のとおり、危険家屋に対して速やかに対処を行うことを目標としているところではございますが、個人の資産を解体撤去するためには、現行の法令によるプロセスを踏まなければならないことを御理解賜りますようお願い申し上げます。

議長（三鬼和昭議員） 4番、西川議員。

4番（西川守哉議員） 長々と市民が分からない説明ありがとうございます。

市民サービス課といえば一番苦情が多いところで、課長も大変でしょうが、今の説明では、市民は納得できません。とにかくまず実行、それをサービス課長、実現していただきたい。

皆さん、御存じでしょうが、最近では、建設業や産業廃棄物の処理、労働基準法の法律の規制がどんどん厳しくなっています。廃屋でも、特に大規模で相当昔に建設された建物には、処理廃材の中にアスベストや電気系統に関するPCBの処理費用を鑑みても、先送りにするよりも処理単価が上がる前に早期に問題解決に取り組んだほうが賢明かと考えていますが、担当の市民サービス課長に聞きたい。

市民の安全と健康被害を考慮した上で、ぜひ市役所の内部からも市民目線での声として上げていただきたい。どうでしょうか、サービス課長。

議長（三鬼和昭議員） 市民サービス課長。

市民サービス課長（宇利崇君） 先ほど市長からの答弁にもありましたとおり、空き家の管理については、原則としては所有者や管理者の責務であり、所有者が判明している案件に関しては粘り強く交渉に当たっていく必要があるものと認識はしております。

しかしながら、議員がおっしゃられたように、倒壊の危険性が高い危険家屋に対して速やかに対処を行っていきたいとの思いは、執行部一同同じであり、現在空家特措法に基づく対処に向けて準備を進めているところでございますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

議長（三鬼和昭議員） 4番、西川議員。

4番（西川守哉議員） 市民サービス課長、ぜひ頑張ってください。とにかく一つでも頑張ってください。

最近では、分かりやすい例で言わせてもらいますけど、紀北町で特定空家の屋根の温水器を撤去命令、出しましたね。あと、略式代執行や行政代執行の事例も地方紙に記載されていましたが、町の行政ができることを市である尾鷲がなぜできないのか、行政として恥ずかしくないのでしょうか。

そもそも5年前にまちづくり協議会をつくっておけば、特定空家の取壊しに国費がついたのではないのでしょうか。

おまけに、総合計画策定前に立地適正化計画をつくっていないのがおかしいことで、今からでも遅くはないので、まちづくり協議会をつくる気は執行部にありますか。

議長（三鬼和昭議員） 市長。

市長（加藤千速君） まず、空き家対策における代執行の趣旨、実施についてでありますけれども、一応参考までに申し上げますけれども、県内における代執行の実績事例としましては、本年1月現在で5市3町、29市町中5市3町が代執行を行っている。全部で14件の事例があったと私は聞いております。

そういった中で、紀北町におかれましては、議員がおっしゃっていますように、早くから取組を進めており、先月においても代執行を実施したと、そういうことを伺っております。

まず、本市においては、条例制定等、この初動体制が遅れてしまったことは事実であります。これは認めさせていただきます。ありますけれども、昨年度に対策計画の策定、本年度に実施調査を行って、まずやるべきことをきちんと、ベースをきちんと整えながら、新年度から特定空家の認定に着手していく予定であり

ますので、御理解いただきますようお願いしたいと思っております。

以上でございます。

議長（三鬼和昭議員） 4番、西川議員。

4番（西川守哉議員） 市長、ぜひ頑張ってほしいです。もうそれしか言えませんが、僕たちは。

ちょっと勉強したんですけど、例えば建物に人が住んでいない状態でも、建物が建っていれば、納める固定資産税が1万円だったとしましょう。しかし、その建物を取り払い更地にすると、固定資産税は6倍の6万円になりますね。これ、金額は例えですよ。そう考えている市民も多いと思いますので、その人たちの背中を押してあげるためには、思い切った政策の特例として、固定資産税は現状維持という形にすれば、災害対策やまちの景観改善にもつながるのではないのでしょうか。

議長（三鬼和昭議員） 市長。

市長（加藤千速君） 議員のおっしゃるのは非常に理屈にかなった話をやっただいておりますしね。今回の話によりますと、議員の御指摘のとおり、小規模住宅用地の特例として、一定の範囲であれば土地の固定資産税が6分の1となると、これは承知しております。

繰り返しになりますけれども、空き家等の適正管理は、原則として所有者、そして管理者、この責任において対処することが基本である、原則であるということとは申し上げております。

しかしながら、この解体撤去工事に伴う所有者や管理者の金銭的な負担というのは非常に大きいものがあるということも、私は認識しております。

そういった中で、今後、議員の発言もいろいろ参考にしながら、今後、空き家対策を推し進めていくためには、どうしてもやっぱりそういうことも考えていかなきゃならない、そういう個人的な金銭負担も軽減できるような施策というものを検討していきたい、このように考えておりますので御理解ください。

議長（三鬼和昭議員） 4番、西川議員。

4番（西川守哉議員） ぜひ市民の目で見えるように、執行部は動いていただきたい。

市長も、あなたの選挙の折、市内を回っているから、廃屋は自分の目で見たいでしょう。また、支援者からも聞かれますよね。

都市公園に莫大な予算を使うより、市民にとっては廃屋のほうが喫緊の問題だと考えておりますが、まさかですが、市長、そのうち津波が来て全て解決なんて

いうことは頭にはないでしょうね。

議長（三鬼和昭議員） 市長。

市長（加藤千速君） 順番に答えますね。

まず、私自身はこの町なかを回っている折において、管理不全の状態の空き家を目の当たりにしていると、これはもう先ほども申し上げたとおりでございます。特に人通りの多い道路沿いにおいては、観光客や来訪者、目に留まる機会が多いため、景観上の観点からも、やはり議員と同じ認識をしております。

先ほど申し上げましたとおり、この空き家等への対応につきましては、計画策定、そして実態調査など、着実に一步ずつ私は進めている。現状はやっぱり進行形でずっと進めております。

次年度以降について、管理不全状態の家屋に対する措置というのを順次取り組んでいきますので、御理解ください。

そして、最後に議員がおっしゃった都市公園事業は、私は今後、この尾鷲の活性化のために欠かすことができないということは何度も申し上げます。私は、その考えに変わりはありません。

一方では、御指摘のこの空家対策事業についても進めていかなければならない、こういう認識を持っております。

最後のまさかのこの発言に対しては、私は、市民の皆さんに誤解を与えかねます。そんな言葉を議員が発せられたことに、私は失望しております。私は、一切そういうような考えは持っておりません。断言させていただきます。

以上でございます。

議長（三鬼和昭議員） 4番、西川議員。

4番（西川守哉議員） だから、何遍も言うように、市長、市民から目で見て分かるような、特に問題になっているところを、一つでも、まず1件でもいいですから始めてください。お願いします。

そのとき、もしなんですけど、津波の関連で、津波が来たときは、浸水域、尾鷲はほとんど浸水域に住んでいますよね。全ての家屋が瓦礫となってしまいます。そうなったときのことも考えて、以前、中村議員が提案していた地籍調査を早急に行っておいたほうが、市の財政には有利ではないかと思えますし、政策調整課長の得意な有利な補助金、国からの95%が使え、市は5%の持ち出しで済みますし、市内測量会社にも仕事ができますから、県では、最近散歩で歩いていると、水地地区で地質調査、やっていましたよ。

議長（三鬼和昭議員） 建設課長。

建設課長（内山真杉君） それでは、地籍調査事業について御説明させていただきます。

地籍調査事業につきましては、事業の必要性、重要性については十分認識しております。土地の境界の明確化による土地取引やまちづくり事業などの円滑化、災害復旧の効率化のためにも、早期に対処すべきであると考えており、継続して事業の推進を図っていきたいと思っております。

また、予算獲得のためにも、今まで以上に国や県に対して要望活動を行っていきたいと思っております。

以上です。

議長（三鬼和昭議員） 4番、西川議員。

4番（西川守哉議員） 話はちょっと違うんですけど、最後に。

市長、ウクライナの首相は、戦争が始まって、世界の国々から命が危ないから逃げろと言われてましたよね。それでも首都キエフに残って国民を鼓舞するために頑張っています。元コメディアンだんですけど、僕はすごい男らしい人だと思います。それは、首相と市長と規模が違いますけど、市長も市民の目から見たら、それほど頼られるような市長になっていただきたい。

以上で一般質問を終わらせていただきます。

議長（三鬼和昭議員） 市長。

市長（加藤千速君） 先ほど西川議員のほうからいろいろお話をいただきましたんですけども、私もやっぱりウクライナの首相というのは、やっぱり何とかして国を守る、一生懸命やっぺらっしやる。それには感動しております。

ただ、私自身も、要は常に市民の皆さんと寄り添いながら市政を一生懸命頑張っています。それでもって、第7次の総合計画にもきちんと方針を出していますように、いかにして具体的に行動を起こすかということも一応明記しておりますので、その覚悟で頑張っておりますので、どうぞ議員のほうも御協力していただくよう、よろしくお願ひしたいと思います。ありがとうございます。

議長（三鬼和昭議員） 4番、西川議員。

4番（西川守哉議員） とにかく莫大な予算を使うのも大事ですけど、市民目線での空き家対策、これ、ぜひ取り組んでください。

以上で質問を終わります。

議長（三鬼和昭議員） ここで、休憩をいたします。再開は11時5分からといたし

ます。

〔休憩 午前10時53分〕

〔再開 午前11時04分〕

議長（三鬼和昭議員） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ここで、執行部より発言がございますので、許可したいと思います。

防災危機管理課長。

防災危機管理課長（尾上廣宣君） 突然ですが、防災危機管理課より御説明があります。

実は、10時前に県のほうで行っていた工事の関係で停電が起きまして、三重県三木防災中継所からの電波に若干の不具合が生じました。その関係で、1時間余りの間、ワンセグ放送が9町内しか映像が映っていなかったということを御報告させていただきます。

なお、非常用電源におきまして、これからの部分については、映像が全市内に映るといことで報告は受けております。

なお、ユーチューブ放送については、問題なく映像が映るといことですので、御理解ください。

以上でございます。

議長（三鬼和昭議員） 先ほど執行部より御報告がございましたので、よろしく願います。特に西川議員におかれましては、大変申し訳ございません。また、再放送の折にはしっかりワンセグで放送していただく予定ですので、よろしく願います。

それでは、引き続き一般質問を行います。

次に、2番、小川公明議員。

〔2番（小川公明議員）登壇〕

2番（小川公明議員） それでは、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

本題に入る前に少し時間をいただきます。

努力すれば実現できるという意味で、為せば成るを座右の銘にしている人は少なくないと思われませんが、この言葉の語源は、諸説ありますが、武田信玄の「為せば成る 為さねば成らぬ 成せる業を 成らぬと捨つる 人のはかなき」という歌がルーツと言われております。

実現が難しそうなことも、本気で取りかかれば、意外と成功するもの。しかし、最初から諦めてしまうところに人の弱さがあります。こうした信玄の指摘はもち

ろん現代人にも通じます。人間、その気になればできないことはないと肝に銘じて、しっかりと市政に取り組んでまいりたい、そのように思っております。

それでは、本題に入らせていただきます。

まち・ひと・しごと創生総合戦略についてお尋ねいたします。

1点目は、岸田総理の肝煎り政策であるデジタル田園都市構想について。

今、国は、デジタル田園都市構想に関する取組を推進しております。少子高齢化や人口減少の進展により、あらゆる現場、事業で人手不足や後継者不足が叫ばれる中で、新しい地域社会の構築は、この尾鷲市にとっても喫緊の課題ではないでしょうか。

また、今後は、新型コロナウイルス感染症などで感染拡大を防ぐ上で、人と人との直接的な接触を低減させることが必要となり、働き方や教育、医療や福祉といった日常生活の現場の変容が求められております。

そして、今、政府のデジタル田園都市国家構想への取組をはじめ、社会のデジタル化への流れが加速する中で、誰一人取り残されないデジタル化社会の実現を目指して、地域の課題解決に資するデジタル化を適切かつ迅速に推進し、全ての住民がその恩恵に享受できる社会を構築する時代が到来しております。

そこで、我が地域でも、子供たちの学びの継続、医療への適時、適切なアクセス、新しい分散社会の構築など、デジタル田園都市国家構想の尾鷲市における取組も意義あることと考えますが、市長のお考えはいかがでしょうか。

次に、人口減少による後継者不足と事業承継についてお尋ねいたします。

近年、日本の人口減少は大きな社会問題となっております。それに伴う少子高齢化、労働人口の低下は、どの企業や自治体においても無視できない緊急課題と言えるでしょう。

特に、人口減少によって大きな影響を受けているのが地方です。東京をはじめとする都市部への移住による若手人材の不足、空き家の増加など、様々な課題が生じております。

人口減少、労働力不足と言われても、具体的な深刻さを肌で感じるのは、なかなか難しいかもしれません。それと同時に、深刻なのは労働意欲のある生産年齢人口の減少です。総人口の減少そのものより、高齢者の割合増加のほうが企業にとって深刻な脅威になるとも考えられます。

社会の高齢化が進めば、労働力不足により企業の生産性が下がります。また、自らの収入を生み出せず、年金などに生活を委ねる高齢者が増えると、物やサー

ビスの売行きが悪化し、経済循環が鈍化してしまいます。

そんな中でも、企業は利益を上げなければなりません。そのためには、減り続ける労働人口に対して労働力を確保しなければなりません。

こうしたことから、近い将来において、人材確保に難航も予想されます。労働力人口が減少の一途をたどれば、人手不足による倒産、あるいは後継者不足による廃業のリスクが高まります。

尾鷲市においても、仕事はあるのに後継者がいないため廃業した、こういった事例は既に発生をしております。このような状況を市長はどのように見られているのか、御見解を伺います。

また、問題なのは人の捉え方です。

昨今は、人口という数ばかりが注目され、定住人口の話、観光を中心とした交流人口の話、その全てが単に人口というボリュームの問題に集約されてしまっております。地方に人口さえ戻れば全て問題が解決するという話になりがちです。

しかしながら、実際には、人口を増加させるということは、それだけの人たちを食べさせられる産業をつくるという話であり、単に移住促進などで一過性の人口を追い求めても意味がないと思います。

もともと、地域産業の仕組みに問題があるからこそ、雇用にも問題が波及し、地元に残らず、結果として地域内需要まで細っていつているのではないのでしょうか。

そのため、本来は、地元で強くしていこうとする産業があり、その産業に適合できる人材を集めるという発想が自然ではないでしょうか。

若い人材が減少することで、社会保障制度において負担と受益のバランスが崩れます。高齢化により、介護費用、医療費用が増大するにもかかわらず、若者世代は少なくなるため、これまでの仕組みは維持することが難しくなるのではないのでしょうか。社会の安心安全を支える仕組みが揺らいでしまいます。

中長期的には、人口減少の影響は各企業の課題を超えた自治体レベルにも及んでしまいます。人口減少により、生活へのそれぞれの影響は、生活利便性の低下や地域の魅力の低下を通じて、さらなる人口減少を招くという悪循環に陥ることが考えられます。これこそ地方消滅の危機ではないのでしょうか。その点、そういったことに対する市長のお考えをお伺いします。

人口減少を漠然とした危機意識でなく、自らが居住する地域でも起こり得る身近な問題として認識を共有することが大事です。その上で、地域全体として人口

減少がもたらす問題に立ち向かっていかなければなりません。

人口減少により、小売、飲食などの生活関連サービスの縮小、税収減による行政サービスの低下、公共交通の縮小、空き家や空き店舗、耕作放棄地などの増加、自治会や消防団など、地域の祭りなどの住民組織の担い手不足、これらにより就業機会や雇用の減少につながり、地域コミュニティの機能低下、そういったことを克服するためには、安定した雇用の創出、担い手の確保、事業承継による後継者対策に取り組み、経済振興を図り、雇用を拡大し、地域の活性化を目指していかなければなりません。

2025年問題では、経営者の高齢化による廃業をいかに防ぐかが大きな課題となっております。この尾鷲市においても、商工会議所に登録されている事業所がここ10年で350か所、率にして約21%減少し、その数1,321事業所となってしまいました。

高齢となった経営者が廃業せずに会社や事業を継続させるためには、子供、従業員、第三者への事業承継が必要ですが、後継者のいないなどの事業承継問題もあり、簡単には事業承継ができないという事業所もあります。このまま、事業承継問題に対して何の対策も取らなければ、廃業する事業所が急増して、尾鷲市としても大きな経済的損失が生じます。

国においても、事業承継支援として、税制面で減免や免除で承継時における納税負担がゼロとするなど、また、税制面だけでなく、経営者と承継希望者の橋渡しを担う事業引継ぎセンターの整備を都道府県に1か所設置しました。

黒字経営にもかかわらず、廃業を余儀なくされているケースが既に増えており、改めて確認するまでもありませんが、事業承継は尾鷲市にとっても喫緊の課題であり、商工会議所と連携をしながら、入り口となる相談窓口やマッチングなど、しっかりとした支援を行わなければならないと思いますが、市長の御見解をお聞きいたします。

次に、奨学金の返還支援についてお尋ねします。

現在、日本学生支援機構の貸与型奨学金は、学生の約4割に当たる127万人に利用されております。大学生の1人当たりの平均貸与額は、無利子で245万円、有利子で344万円に上り、卒業後に返済する社会人は、453万人を超えています。

しかし、失業や収入減による経済的な事情から、返済に苦勞したり滞納する若者は少なくありません。

こうした中、優秀な人材の確保や福利厚生を目的として、企業が奨学金を借りた社員に代わって奨学金返済を支援する代理返還制度が今年度4月よりスタートします。

以前は、企業が奨学金返済を支援する場合、社員の給与に返済分を上乗せし、受け取った社員が学生支援機構に支払う仕組みに限られていました。しかし、この手法では、上乗せ分が社員の所得の増加とみなされ、所得税や住民税、社会保険料が大きくなるおそれがありました。

この新制度は、企業が直接返済分を学生支援機構に送金できるようにし、この仕組みならば、返済分の所得税や住民税、社会保険料は原則かからず、負担を抑えることができます。企業側にとっても、支援分の金額は損金算入できる利点があり、法人税の軽減につながります。

こういった制度を取り入れる企業、事業所が増加することにより、若者らが尾鷲市内の就職に前向きに検討する可能性があるので、ぜひとも、この制度をしっかりと周知していただけるようお願いいたします。市長のお考えはいかがでしょうか。

また、尾鷲市に就職した学生に学生支援機構や市町村から借りた奨学金返還支援に市町村が肩代わりした場合、奨学金返還支援に係る市町村の負担額、広報経費に対して、国がU I ターンした若者の定住や就職を促し、地方創生につなげるため、国は奨学金返済支援に取り組む自治体を特別交付税措置で財政援助をしております。こういった制度はぜひ取り入れるべきと思いますが、市長の御見解をお聞きいたします。

長々となりましたが、以上、壇上からの質問とさせていただきます。

議長（三鬼和昭議員） 市長。

〔市長（加藤千速君）登壇〕

市長（加藤千速君） それでは、小川議員の御質問にお答えいたします。

デジタル田園都市国家構想、これにつきましては、岸田総理が昨年12月6日開会の臨時国会における所信表明で、新しい資本主義の下での成長にデジタル田園都市国家構想を掲げ、4兆4,000億円を投入し、地域が抱える人口減少、高齢化、産業の空洞化などの課題をデジタルの力を活用することによって解決し、デジタルによる地域活性化を進め、さらには、地方から国全体へボトムアップの成長を実現することを目指した構想であります。

そして、構想実現のため、国が積極的に共通基盤の整備を行い、これを活用

して、地方が遠隔医療、教育、防災、リモートワークなど、先導的なデジタル化の取組を支援するため、新たにデジタル田園都市国家構想推進交付金制度が設けられております。

このことから、本市におきましても、国、県の動向に注視するとともに、他市町の事例を参考にしながら、デジタルを活用した地域課題の解決に取り組んでまいりたいと、このように考えております。

次に、人口減少による後継者不足と事業承継についてであります。

本市では、人口減少や少子高齢化が急激に進む中、第7次尾鷲市総合計画において、まちの将来像に「住みたいまち 住み続けたいまち おわせ」を掲げ、課題解決に向け、様々な施策を推進してまいりたいと考えております。

その中で、若い人材を中心とした労働力人口の減少については、重要な課題の一つであると認識しており、私といたしましても、企業の規模や業種を超えた地域課題であると捉えております。

議員御指摘の本市の地域産業に適合できる人材を集めるという御指摘でございますが、1次産業である水産業では、体験教室などの取組において、若い世代の雇用につながり、農業においても、地域おこし協力隊の導入により、それぞれの産業の活性化を図る取組を進めているところであります。

そして、中小企業などの雇用の創出においては、広域的に関係者と連携し、若者の雇用につなげるための取組を行っております。尾鷲公共職業安定所を中心とした紀北雇用開発会議においては、地元求職者、UIターン希望者及び大学等卒業予定者等を対象とした就職面接会の開催や、地元高校の在校2年生を対象に地域の主要企業の見学会を開催するなどの取組を推進しており、松阪市以南の16市町で構成する南三重地域就労対策協議会では、高校生に地元企業への愛着心を醸成させる取組や、インターンシップを促進するためのセミナーなどを実施しております。

また、高校生等の若者、地元企業に対し、ICTを活用した就職マッチング支援サイトを構築し、若者の地元就職及び定着にも取り組んでいるところであります。

さらに、尾鷲高校まちいくにおいては、地元の生徒が地域の課題を解決するための学びの場を創出し、大学等へ進学しても尾鷲で生活するという気づきにつなげていくための取組を行っております。

いずれにいたしましても、若者の雇用を増やすことは、本市にとって重要な課

題であるため、地域の資源を最大限に活用して雇用の場を創出するとともに、新しい人の流れと集客交流人口の拡大を目指して、様々な施策を推進してまいりたいと考えております。

次に、事業承継についてであります。中小企業や小規模事業者については、本市の地域経済社会を支える存在として、また、雇用の受皿として極めて重要な役割を担っており、このような企業の成長を後押しし、未来に承継していくことは、本市の経済が持続的な発展を続けていくために必要不可欠な取組であると考えております。

事業承継については、議員御指摘のとおり、国や県におきましても様々な支援策を実施しており、本市といたしましても、これらと連携した支援を推進する必要があると考えております。

今後も引き続き、尾鷲商工会議所や市内の金融機関などとも連携し、後継者がいない、事業の引継ぎに不安があるなどの市内の企業の皆様の声を聞き取り、三重県事業承継・引継ぎ支援センターなどの専門的な支援機関の相談窓口を活用しながら、課題の解決に向けて進めてまいりたいと考えております。

次に、奨学金の返還制度についてであります。

まず、企業による奨学金の代理返還制度については、国や県において新たに様々な施策が実施され、本市におきましても、これらを最大限に活用していく必要があると考えており、奨学金の代理返還制度につきましても、大学生などの尾鷲市内への就職につながる取組でありますので、市内の企業へ周知してまいります。

また、現在の本市での奨学金貸与者への返還支援の取組としましては、本市が独自に勉学に対する熱意のある方への学資の支援として貸与した奨学金について、卒業後1年以内に市内に居住し、市内の民間事業所等に5年以上就業した場合、全額を返還免除しております。

今回、国からの財政措置の対象となるよう、現在策定中の第2期尾鷲市まち・ひと・しごと創生総合戦略において、UJIターンを推進するため、奨学金の返還免除制度の利用促進として施策を記載しております。

一方、県では、日本学生支援機構等からの奨学金の返還支援について、県が定める指定地域に住むか、指定業種に勤務することなどの一定要件を満たす方を対象に奨学金の一部の返還支援を行っており、本市は指定地域に該当しております。

国におきましても、奨学金を活用した若者の地方定住の促進が図られているこ

ともあり、さらに、本市が日本学生支援機構等からの奨学金についても、独自に返還支援を行っていくかについては、県の支援も考慮しながら、今後、移住定住の推進策の一つとして検討してまいりたいと考えております。

以上、壇上からの答弁とさせていただきます。

議長（三鬼和昭議員） 2番、小川公明議員。

2番（小川公明議員） しっかりとお答えをいただきましたので、本当にありがとうございます。

それでは、ちょっと個別で聞いてまいりたい、そのように思います。

まず初めに、デジタル田園都市国家構想についてお尋ねいたします。

デジタル田園都市国家構想、初めて耳にする方もいらっしゃると思いますが、これは、地方のデジタル化によって教育や医療といった様々な課題を解決し、地方と都市部の差をなくすような取組で、地方創生成長戦略の第2の柱として国では位置づけられております。これからは、このまち・ひと・しごとの総合戦略の基礎となってくるのではないかと、そのように思われます。

また、各施策に対する交付金もたくさん、市長が言われたようにたくさんあり、地方創生交付金と併用して使えるようでございます。そのため、市町の財政的な負担はかなり少なくて済むんじゃないかと思えます。私、調べたところでは、市町の負担5%で済むような事業もございました。

それでは、また細かく聞いていきたいと思えます。

まず、教育長にお聞きします。

尾鷲市には、今、五つの小学校と二つの中学校があります。全ての小中学校でコロナ感染症の拡大防止や不登校児童・生徒への柔軟な対応がされていると思われれますが、誰もがどこでも安心して学びが継続できるようリモート授業も進んでいると思うんですけど、その進捗状況、どのようになっているのか、まずお答えください。

議長（三鬼和昭議員） 学校教育担当調整監。

教育委員会教育総務課学校教育担当調整監（植前健君） それでは、お答えいたします。

学校でのリモート授業等の進捗状況についてであります。各学校におきましては、タブレットを各家庭に持ち帰り、オンライン、オフライン、いずれかで活用することは既に問題なく行われており、コロナ禍においては、一層活用が進んだと言えます。

持ち帰りの場合、現状ではタブレットの中にあるドリル教材や自主学習教材などを活用するケースも多くなっています。

また、朝の会をリモートで行い、顔合わせや挨拶、連絡事項などに活用したり、登校に不安があったり、一定期間出席できない子供がいた場合、授業の一部をオンライン配信している学校が増えてきました。

また、新型コロナウイルス感染症予防対策で地域の方々に学校に来ていただけないことが多い中、学校行事をオンラインで配信したり、また外部講師と子供たちをオンラインでつなぎ、授業を行ったりした学校もございます。

そのほかにも、今、教員の研修組織で、非常時の場合に備えて授業を録画して各学校が共有し、必要に応じて各家庭に配信するなどの準備をしております。

このように、学校ごとで多少の違いもございますが、基本的な準備は整っており、教員、子供のスキルを上げていくことで、より活用が進むものと考えております。

以上でございます。

議長（三鬼和昭議員） 2番、小川議員。

2番（小川公明議員） 今話を聞きますと、W i F i の関係で、まだ地元、事業されていないような受け取りをしたんですけども、このデジタル田園都市国家構想には、地方創生交付金とは別の交付金があります。ぜひ、この交付金を使って、W i F i のないところとかあると思うんですけど、通信環境の整備、デジタル教材や通信費の無償化など、各家庭の状況に応じた配慮の対応など、できるんじゃないかと思うんですけど、その所要の措置をするべきと思いますが、この交付金を使っていかがでしょうか。

議長（三鬼和昭議員） 学校教育担当調整監。

教育委員会教育総務課学校教育担当調整監（植前健君） 交付金の活用につきまして、対象となる事業や内容について、県とも情報交換や情報収集を行いながら、学校教育における諸課題の解決につながるよう、今後検討していきたいと思いません。

以上でございます。

議長（三鬼和昭議員） 2番、小川議員。

2番（小川公明議員） このデジタル田園都市国家構想は、この交付金を使う様々な事業が国のほうでは想定されております。

それでは、次、病院のほうを聞きたいと思うんですけど、医療の適切なアクセ

スということで病院のほうをちょっとお聞きします。

尾鷲市では高齢化率も今45%にもなっており、また、住んでいる地域、家族構成などにより、病院に行きたくても行けない、介護サービスを使おうとしても人手の問題や高台からの移送の危険性などから拒否される、こういった問題が多々起こっております。

これらを解決するには、地域住民が安心して医療にアクセスできるように、オンライン診療、これに取り組んでいかなければならないと思いますが、この可能性はどのなのでしょう。

議長（三鬼和昭議員） 病院事務長。

尾鷲総合病院事務長（佐野憲司君） それでは、お答えをいたします。

オンライン診療につきましては、平成30年に厚生労働省の医政局の通知、これのオンライン診療の適切な実施に関する指針、これが示されております。

その後、令和元年度に改定がありましたが、議員がおっしゃられたデジタル田園都市国家構想、これによりまして、新たに今年、本年の1月に改定がされております。

このデジタル田園都市国家構想によるオンライン診療というものは、新年度中に、またさらに活用に向けた基本指針の策定が予定をされているということですので、当面その後に、地域の患者の需要、それとかデジタルの状況、こういったものを見極めながら検討を進めていきたいというふうに考えております。

議長（三鬼和昭議員） 2番、小川議員。

2番（小川公明議員） 検討されるということなので、病院に訪問看護のよろこびさんですか、ございますよね。ああいう人たちにタブレットなどで持って行って活用する方法もあると思うんですが、ぜひまたそれも検討しておいてください。

次に、地域のサテライトオフィスについてお伺いします。

地域の新しい人材の確保に向けて、よく言われる、皆さん御存じの転職なき移住、これを実現しなければなりません。そのためには、コロナの感染拡大により、今は多くの企業がテレワークの導入を全国で進めているという状況がございます。

そういった人材、企業を呼び込むためにも、テレワークの拡大やサテライトオフィスの整備が必要かと思いますが、また、空き家などを利用してサテライトオフィスにする、そういったことも考えられますが、これはどこに聞いたらいいか、いかがでしょうかね、こういう問題は。

議長（三鬼和昭議員） 商工観光課長。

商工観光課長（森本眞明君） それでは、御質問にお答えさせていただきます。

転職なき移住につきましては、新たな若い世代の就労につながりまして、有効な取組というふうに考えております。

全国の企業進出を受け入れました自治体の先進事例を参考にして、尾鷲市として受入れ体制を整えまして、企業側への働きかけ、こういったことを行っていく必要があるというふうに考えておりまして、企業とのつながり、こういったものを築き上げることが大事だというふうに捉えております。

現在、空き家を活用いたしまして取組を進めております企業の期間的なワーケーション、企業に所属する個人との交流を行うためのサテライトオフィスの整備へ結びつく、こういう取組になるというふうに考えております。

いずれにいたしましても、テレワークの導入を進めている多くの企業様、全国の自治体の中から尾鷲市を選んでいただけるような、こういった取組を進めていきたいというふうに考えております。

議長（三鬼和昭議員） 2番、小川議員。

2番（小川公明議員） 以前、議会で視察に行った四国の神山町ですか、その町にWiFiを敷いたところ、思わぬところから、全国の企業からサテライトオフィスで入ってきて、四国の山の中に東京辺りからも進出してきて人口が増えたという、そういうのも視察したことがございました。

来てくれる企業などが自費で整備した場合には、整備する、それに対する補助金や、また税制の優遇、さらには移住者への住宅取得支援や通信料金の軽減など、国が言う分散型社会の構築に取り組むべきと思いますが、また、先般、市長がゼロカーボン宣言をしたときに賛同されたヤフーさんや日本郵政など、そういった会社の方々のサテライトオフィス、尾鷲市が積極的に整備してあげる、これ、国の交付金でいけるんじゃないかと思うんですけど、いかがでしょうか。

議長（三鬼和昭議員） 商工観光課長。

商工観光課長（森本眞明君） それでは、お答えさせていただきます。

サテライトオフィスとしまして、本市を選択していただくに当たっては、やはり社員の皆様、こちらの方が安心して暮らせるまちというようなことが大きな条件というふうに聞いているところでございます。企業の社員の皆様が尾鷲市での暮らしの情報提供、相談などがあれば、支援していくことが必要というふうに考えております。

金銭的な支援につきましては、現在、分散型社会の構築に向けまして、国や県

などの補助金等の支援策があるものというふうに認識しております。例えとして、デジタル田園都市国家構想推進交付金や地方創生テレワークタイプもございまして、この交付金におきましては、サテライトオフィス等の施設整備、運営、利用促進等の取組を行う地方公共団体の支援というふうに捉えております。

企業が進出支援金などにも活用できるものというふうに思っております、こういった交付金、積極的に活用できないかというふうに検討を進めたいというふうに考えております。

国、県の様々な支援策に併せまして、本市もどのような支援ができるものか、こういったものが有効であるか検討いたしまして、分散型社会の構築に向けた動きの中で、全国から尾鷲市を選んでいただけるような取組に進めたいと思っております。

議長（三鬼和昭議員） 2番、小川議員。

2番（小川公明議員） そういった企業を支援することで、今後、ヤフーさんとか日本郵政さんとか、尾鷲市がデジタル化を進めるときに、専門家ばかりですから、また貢献をしていただけるのではないかと思います。

行うことのできるこの田園都市国家構想、まだまだほかにも、窓口、たくさんあるんですけども、窓口に行かなくても、オンラインによる各種証明書、申請書の取得など、そういった改正とか、また生活の足の確保のために自動運転サービスの実証実験をやったり、またドローンの活用など、各課で提案や精査することがたくさんあると思いますが、この交付金を使えば、かなり事業、前進するのではないのでしょうかね、いかがですか。

議長（三鬼和昭議員） 政策調整課長。

政策調整課長（三鬼望君） 議員御提案のデジタル田園都市国家構想推進交付金の活用した取組、いろいろ御提案いただきましたが、これにつきましては、本市における様々な課題の解決に向け、有効な活用を期待できるものと認識しております。

議員御質問のまち・ひと・しごとの関連でちょっと説明させていただきますと、このデジタル田園都市国家構想推進交付金の活用につきましては、まち・ひと・しごと創生総合戦略、これとの関連が非常に強いものでございますが、これへの記載は申請要件とされておりませんことを申し添えさせていただきます。

ただし、その関連性は非常に重要なことだと認識しておりますので、今後、この第2期尾鷲市まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定に合わせて、現時点ではちょっと記載することは難しいのが現状ですが、どのような内容で盛り込むのか

につきましては、今後検討させていただきたいと思っております。

以上でございます。

議長（三鬼和昭議員） 2番、小川議員。

2番（小川公明議員） 先走って答えてくれましたので、私、総合戦略に書き入れることができないのかと聞こうと思いましたが、できないということなので、先にありがとうございます。

次に移ります。

それでは、後継者不足と事業承継についてお聞きします。

後継者不足について、尾鷲市としても様々な施策を努力していることは認識しておるところでございます。しかしながら、後継者がいなければ当然、事業を引き継ぐこともできず、廃業の道を歩むことになってしまいます。

後継者不足による廃業は、事業承継においても最も深刻な問題でございます。黒字の事業であっても、後継者がいなければ廃業しなければなりません。事業の廃業は、雇用がなくなるだけでなく、尾鷲市としてもますます人口減少に拍車がかかってしまいます。

そうならないためにも、今しっかりとした対策を講じなければなりません。大きな企業ですと、事業承継はM&Aというのがありますが、問題は、尾鷲市なんかの小規模事業でございます。

商工会議所においても、ここ五、六年で事業承継の相談がかなり増えているようでございます。尾鷲市としても、相談窓口を設置し、三重県の支援センターにつないだり、商工会議所や、また暮らしサポートセンターなどと連携をして、後継者の募集、マッチングをやるべきだと思いますが、いかがでしょうか。

議長（三鬼和昭議員） 商工観光課長。

商工観光課長（森本眞明君） 事業承継につきましては、当課のほうに三重県事業承継・引継ぎ支援センターの当地域へのエリアコーディネーターがこちらのほうに来庁されまして、連携した取組のほうについてお話をさせていただいた経緯がございます。

現在、事業承継を希望する市内企業につきましては、そのエリアコーディネーターさんが訪問していただきまして、親子で事業承継するケースといったような具体的な様々なケースに対応しているというふうに聞いておるところでございます。

担当課といたしまして、商工振興施策の一つとして事業承継に係る後継者の募

集、マッチング、こちらのほうにつきましては、尾鷲商工会議所様をはじめまして、関係機関の皆様、関係各課と連携いたしまして支援に取り組んでいきたいというふうに考えております。

議長（三鬼和昭議員） 2番、小川議員。

2番（小川公明議員） それと、関係機関、商工会議所なんかとも連携をしまして、事業承継の税制支援策ございますよね、国。また、国による引継ぎ補助金というものもあります。また、銀行などによる金融支援もございます。事業承継の説明会やセミナーというのは考えられませんか。

議長（三鬼和昭議員） 商工観光課長。

商工観光課長（森本眞明君） 市内事業者の事業承継の支援策といたしまして、セミナーの開催についてでございますが、事業承継につきましては、議員がおっしゃられるとおり、税制支援策、国の補助金、こういったものが様々な支援策がございますが、こちらの制度を知ってもらう機会、こちらを創出すること、事業承継のメリット・デメリットや様々な事例を把握していただくことが市内の企業の事業承継につながるというふうに考えております。

現在、先ほど申し上げました三重県事業承継・引継ぎ支援センターに取り組んでいただいております企業の個別相談につながる、こういった御提案でございますので、開催に向けて前向きに取り組んでまいります。

議長（三鬼和昭議員） 2番、小川議員。

2番（小川公明議員） 開催など、よろしく願います。

先ほど市長の答弁の中で水産業の話も出ましたので、定置網漁業などにおいて、漁業体験教室や長期研修など、また、早田塾などで研修が行われております。

そして、愛知県や大阪、長野などの多数の県より若い方が九鬼や早田、梶賀などの大型定置網に就職をしております。

後継者としては、しっかりとまちに溶け込んでおるのも事実でございます。本当に素晴らしい成果を上げているのではないかと、そのように思っているところでございます。

そういった若い人たちに将来リーダーになっていただくために、定置網の構造や網の切断のための計算式など、専門家を呼んで講習会なども開催してみたらどうかと思うんですけど、これは水産農林課長、いかがですか。

議長（三鬼和昭議員） 水産農林課調整監。

水産農林課調整監（丸茂亮太君） 定置網漁業に関して、定置網の構造や網の切断の

ための計算式など、専門家による講習会を開催してみたいかという御提案についてお答えいたします。

議員の御指摘の定置網の構造は、網の修繕や手入れには不可欠な知識であり、これまで定置網漁業の操業を行っている大敷の会社では、漁網メーカーなどを講師として、このような講習会を開催したことがあると聞いております。漁業者にとっても不可欠な知識でありますので、今後も会社と相談しながら検討していきたいと思っております。

議長（三鬼和昭議員） 2番、小川議員。

2番（小川公明議員） 以前は、大学の教授を呼んだりして研修会をやっていたみたいですけど。

また、近年養殖業者が減少しておりますが、以前、私、水産系の大学生と懇談したことがございまして、その中には、養殖漁業に挑戦したいが、漁師町出身ではないので漁場がないというようなことを聞いたことがございます。

養殖事業に参入するには、個人といえども、資材には多額の費用がかかります。また、廃業する方も処分費など多額の費用がかかります。そこをうまく水産農林課において、もしもマッチングできるのであれば、参入される方も安価に資材が購入できますし、また、廃業される方も処分費もかからず、逆に収入につながるのではないかと思うんですが、尾鷲市としても、水産業の発展につながるのではないかと思うんですけど、この点についていかがでしょうか。

議長（三鬼和昭議員） 水産農林課調整監。

水産農林課調整監（丸茂亮太君） 養殖業の事業承継について説明いたします。

本市における養殖業者数につきましては、近年減少傾向で推移していることが課題となっていることは事実でございます。

養殖業を営むには様々な高価な資材が必要となりますが、これが新規参入の一つのハードルになっていることは確かです。また、廃業する側にとっても、その資材の処分には多額の費用がかかります。

そのため、廃業する養殖業者から、新規に養殖業を始めたいと考えている人に対して、こういった資材の受渡しができるれば、双方にとってよい話になるものと思われま。

しかしながら、養殖業は同じ湾内で複数の養殖業者と一緒に営むため、新規に参入するには、既存の養殖業者や漁協等の信頼関係を構築することが何よりも不可欠であり、また、誰にでもすぐできるものというものでもなく、養殖業を営む

ための技術や経験を培う必要があります。

このような課題を解決するためには、議員御指摘のとおり、廃業を考えている養殖業者と、新規に養殖業を始めたいと考えている両者をうまくマッチングさせることが肝要であると考えます。

養殖業者の協議会等を通じて、もし廃業を考えているのであれば、いきなり廃業するのではなく、後継者を探して承継することを一つ検討していただき、また、漁業に興味のある若者に本市の漁業を体験してもらう取組である尾鷲市漁業体験教室などの活用を促してマッチングの機会を増やすなど、養殖業においてもスムーズな事業承継ができるような取組を推進することで、本市における養殖業の発展につなげていきたいと考えております。

議長（三鬼和昭議員） 2番、小川議員。

2番（小川公明議員） そうですね、また、水協法の中の組合員の資格規定とか、クリアしなければならない問題もたくさんあると思いますけれども、水産商工としてマッチングできるように、漁協と話し合いながら進めていただきたい、そのように思います。

それでは、最後の奨学金の返還支援についてお尋ねいたします。

先ほど市長の答弁によりますと、尾鷲市独自の奨学金の返還免除制度、国の交付金による財政措置の対象となるように策定していると言われたように思ったんですけど、教育委員会に聞けますか、間違いはないですか。

議長（三鬼和昭議員） 教育長。

教育長（出口隆久君） 今回の財政措置の対象としてということでございますが、先ほどの市長の答弁にもございましたとおり、国からの財政措置の対象となるように第2期尾鷲市まち・ひと・しごと創生総合戦略の中に施策として位置づけて、そして、国の制度を活用するように今準備を進めているところでございます。

議長（三鬼和昭議員） 2番、小川議員。

2番（小川公明議員） そこで、国の財政措置とした場合、今現在、公務員になった方には対象になっておりませんよね。条例にもそううたわれておりますが、今回、国の財政措置となった場合、公務員となった方、今回対象となるのか、引き続き対象とならないのか、どうなのでしょう。

議長（三鬼和昭議員） 教育総務課長。

教育委員会教育総務課長（森下陽之君） それでは、お答えします。

国からの財政措置については、公務員として就職した者は支援の対象外になっ

ております。また、県での奨学金の返還支援制度でも免除の対象外となっていることから、本市の奨学金におきましても、公務員として就職した者は、引き続き返還免除の対象外としていきたいと考えております。

以上でございます。

議長（三鬼和昭議員） 2番、小川議員。

2番（小川公明議員） この奨学金の話なんですけど、公務員は駄目ということで、これ、おとといですかね、村田議員さんの質疑の中で病院の奨学金の話もありましたけど、病院のほう、これ、使えるんじゃないかと、どうなんですか。

議長（三鬼和昭議員） 病院事務長。

尾鷲総合病院事務長（佐野憲司君） 総合病院での看護師さんなどへの対応につきましては、総合病院の看護師として就職していただくと、そして3年かな、3年従事していただくと、全額免除というような形にはなっております。

議長（三鬼和昭議員） 2番、小川議員。

2番（小川公明議員） いや、そういう話じゃなくて、免除した場合に国の交付金を頂けるんじゃないかという話なので、また調べておいてください、いけると思っていますので。

それで、企業による返還支援制度は企業に周知していただけるということなので、ぜひとも周知していただきますようお願い申し上げます。それによって、1人でも多くの学生が市内の就職につながればと思っております。会社説明会などでしっかりと説明できるようにしておいていただきたい。

また、そういう企業には、学生支援機構ですか、ホームページにも企業の名前を載せていただけるみたいでございます。

また、企業にとっても人手不足の対策にもなると思いますので、ぜひとも、密な、密というか周知をしっかりとしていきたい、そのように思います。

そして、また、三重県にも奨学金返還制度があるようですが、これ、南部活性化局で志摩市から尾鷲市までを対象にしているみたいで、尾鷲市も対象に入っておりますけど、学生支援機構の返還、尾鷲市としても独自でUJIターンを推進するのでしたら、この国の交付金を使って今すぐやるべきだと思います。

今やらなかったら、絶対に他市町が先にどんどんやってきます。手後れになるんじゃないかと思うんですけど、その点いかがでしょうか。

議長（三鬼和昭議員） 政策調整課長。

政策調整課長（三鬼望君） 議員御提案の奨学金を活用した若者の本市への定着促進、

これにつきましては、整理しますと、一つ目には本市の制度による奨学金貸与者への返還支援がまず一つ目としてございます。

二つ目は、県が実施している日本学生支援機構等からの奨学金の返還支援について、本市が指定地域に該当していることのいわゆるPR。

三つ目には、議員御提案の企業が実施する奨学金の代理返還制度、これを活用促進することが一つ、今前提としてございますが、議員御提案の本市への、いわゆる、これに加えて議員御提案の市独自の返還支援制度を設けてはどうかということは、本市へのUターンのみならず、県外出身者の尾鷲市への就職、移住定住支援に向けて非常に有効な御提案でございますので、新たな人の流れをつくることを含めて総合的にちょっと検討していきたいと思っております。

議長（三鬼和昭議員） 2番、小川議員。

2番（小川公明議員） ぜひ検討して早い時期に結果を出していただきたい。

そして、また、もしそれが難しいのであれば、県との相談で難しいのであれば、三重県の奨学金に尾鷲市が独自に上乘せする、そういった方法もあるのではないかと思います。ぜひ頑張ってやっていただきたい、そのように思います。

それでは、最後に、市長に一言伺いたいと思います。

2025年には、医療費、介護費のような社会保障の面で大きな問題となることが予想されております。また、先ほど言いましたけど、事業承継においても、経営者が後期高齢となるため、2025年問題、かなりの影響を受けるとされております。

その点、市長、この2025年という問題に対して、どのような見解をお持ちなのか、最後にお答えください。

議長（三鬼和昭議員） 市長。

市長（加藤千速君） 先ほど小川議員のほうから、2025年、どのような位置づけをしているのかというような質問に対しまして、私は、2025年という年は、尾鷲市にとりましても、そして、執行権を任されております市長としての私自身にとっても、非常に重要な節目の年であると、このように認識しております。

まず、次年度、2022年度からスタートします第7次総合計画、その中で「住みたいまち 住み続けたいまち おわせ」、これを目指しております。そういった中で、この2025年、一応丸3年たって4年目に当たるわけなんですけれども、そのときに市民の皆さんが、今、尾鷲の市政あるいはその運営に対して、毎年毎年アンケート調査、満足度のアンケート調査を取っておりますけれども、

本当に満足度が上がったのか否かということを実際に問われる、私は中間審査だと思っております。

私にとりましても、市長2期目の最後の年ですから、本当に自分自身もどれだけのことをやったのかという、そういうことを捉える年であって、非常に2025年ということをめどにしながら、何をやっていかなきゃならないかということを考えておる次第でございます。

そういった中で、議員御指摘の事業承継についての課題、こういったものは、先ほども御指摘のとおり、団塊の世代、全ての人間が75歳という後期高齢者になり、特に地域包括ケアシステムの構築というものを併せて考えて実行していかなきゃならない、これ、重要な年です。

ほかにもたくさんございます。今はSEAモデル構想実現に向け、スポーツ振興ゾーン、今計画をしておりますけれども、ほかのゾーニング計画というものについても、やはり道筋を2025年までには確実につけなきゃならないんじゃないかと。

議長（三鬼和昭議員） 市長、少々お待ちください。正午の時報、少々お待ちください。

〔休憩 午前11時59分〕

〔再開 午後0時00分〕

議長（三鬼和昭議員） どうぞ。

市長（加藤千速君） SEAモデル構想の具現化ということ、特にその中で、今計画しておりますスポーツ振興ゾーン、この件については、野球場は一応今の計画では完成する予定でございます。

そういった中で、それで、その他関連施設の計画についても、きちんとスムーズに実行していかなきゃならないと。

あとは、広域ごみですね。広域ごみ処理施設の工事着工というのが2025年、これが予定しております。

あとは、この前も宣言しましたゼロカーボンシティ宣言、これをやはり具体的に取り組みながら、どうやって、要するに温室効果ガスをゼロにしていくのか。その辺のところの見える化ということをやっていかなきゃならない。

当然のことながら、今、非常に皆さん方が関心を持っている子ども・子育て支援の充実とか、学校教育の充実とか、これをますます推進していかなきゃならない。

それで、尾鷲総合病院ですね。これについては存続基盤というものを強固にしていかなきゃならない。

ほかは、今現在でも、これからまた3年の間で、いろいろ尾鷲再生のために生まれてくる計画をいかにして具体的に進めていくか。そして、その中でも常に財政健全化の取組を継続して実行して、盤石のものにしなければならぬ。

いろんなこの3年間、尾鷲市の存続、再生するための基盤構築が成し遂げられるか否かの課題が山積しております、非常に2025年をめどにしながら、どれだけ改善、改革ができるかということをお腹に銘じております。その見極めが2025年であると私は認識しております。

そのためにも、ぜひ議員の皆様のお力添え、そして、市民の皆様の御協力をぜひお願いしたいと切に願っている次第でございます。

私は2025年をこういうふうにして捉えております。ありがとうございます。
議長（三鬼和昭議員） 2番、小川議員。

2番（小川公明議員） 冒頭に申しましたけど、「為せば成る 為さねば成らぬ 成せる業を 為らぬと捨つる 人のはかなき」、この武田信玄の言葉を、これをしっかりと肝に銘じて、ぜひしっかりと取り組んでいていただきたい、そのように思います。

それでは、質問を終わります。ありがとうございました。

議長（三鬼和昭議員） 以上で通告による一般質問は全て終了いたしました。

これをもって、一般質問を終結いたします。

以後、会期日程のとおり、明日10日木曜日には午前10時より行政常任委員会を開催していただきますので、よろしく願いいたします。

本日はこれにて散会いたします。

〔散会 午後 0時03分〕

地方自治法第123条第2項の規定に基づき下に署名する。

尾鷲市議会議長 三 鬼 和 昭

署 名 議 員 仲 明

署 名 議 員 南 靖 久